

アルバイトに関する規程

(アルバイトを行う場合)

第1条 アルバイトに関わる基本方針は以下のとおりとし、校長に実施届を提出し、アルバイトを実施することができる。

- (1) アルバイトの実施にあたっては、学業を最優先とし、学校における教育活動に支障をきたさない範囲で行うものとする。
- (2) 保護者の責任において、実施届を提出する。万が一事故が起きた場合には、保護者が一切の責任を取る。
- (3) 飲酒主体の接客業（居酒屋、スナック等）では、アルバイトを実施しない。
- (4) 未成年の出入りを禁止した場所や射幸心をあおる場所（パチンコ店、ゲームセンター等）では、アルバイトを実施しない。
- (5) 危険を伴う仕事（高所での作業、その他校長が危険と判断する仕事）では、アルバイトを実施しない。
- (6) 卒業後の就労先として希望している事業所では、アルバイトを実施しない。